

京 都 大 学 寄 附 講 座 及 び 寄 附 研 究 部 門 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「寄附研究部門」とは、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第10節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「寄附研究部門」とは、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第10節まで（<u>第47条の2の規定</u>により定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則（令和8年達示第44号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>